

奈良市小児慢性特定疾病医療意見書のオンライン化に伴うシステム環境整備補助金の交付及び執行に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市小児慢性特定疾病医療意見書のオンライン化に伴うシステム環境整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金の適正な交付及び執行のために必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は小児慢性特定疾病指定医の勤務する市内医療機関に対し、医療意見書のオンライン登録のためのシステム環境整備に必要な経費の一部について補助金を交付することにより、医療機関のオンライン対応を促進し、医療機関の負担軽減、患者の利便性向上を目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は市内医療機関を運営する法人、個人（市内在住を問わず）とし、児童福祉法第19条の3第1項に規定する小児慢性特定疾病指定医が勤務する医療機関であることとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は医療意見書のオンライン登録に向けたシステム環境整備の実施に必要不可欠であり、補助対象事業のみに使用する備品等を購入する経費（システム改修委託費、パソコン購入費等）とする。

2 ただし、指定難病医療時助成制度における臨床調査個人票のオンライン化に対する補助金を受けける場合は補助対象外とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、基準額（1医療機関当たり100,000円）と補助対象経費の実支出額を比較し、少ない額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 ただし、各医療機関からの補助金申請総額が当該補助金支給のための予算額を上回った場合は、調整率（予算額／補助金申請総額）を乗じて得た額とする。

3 補助金の額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は補助金交付申請書（別記第1号様式）の次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 事業経費がわかる書類（見積書等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第6条 補助金の交付及び確定時の審査に当たっては、規則及びこの要領に定めるところにより適正に行うとともに、提出書類等の記載内容が、補助金交付の決定条件等に適合しないと認められる場合は、必要な措置をとるよう指示するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が補助事業を完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(別紙2)
- (2) 事業経費がわかる書類(領収書等)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告の提出期限については、令和6年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、補助金の支出に当たっての決裁権者が定める。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。